

就業制限を撤回せよ！ 刑事告訴、就業制限に抗議

『申』3号に関する窓口折衝

会社は名古屋地本組合員に対して「被疑者として警察の捜査を受けたこと」を理由に、不当にも7月14日からの就業制限を通知しました。

本部は、家宅捜索が行われた7月13日、組合員を刑事告訴したことと、就業制限をかけたことについて会社に抗議しましたが、あらためて7月18日、就業制限撤回を求め、『申』3号を提出しました。

これに対し、会社は「内部調査を行い、会社として社員が窃取したと判断した」「地方の苦情処理会議を開催し対応する」と全く誠意のない回答でした。そもそも懲戒処分を受けるような容疑事実はありません！あらためて懲戒処分前提の就業制限に対し抗議しました。

労働組合弱体化攻撃を許さないぞ！

以 上